

《都市づくりの推進にあたって》

第6章 都市づくりの推進にあたって

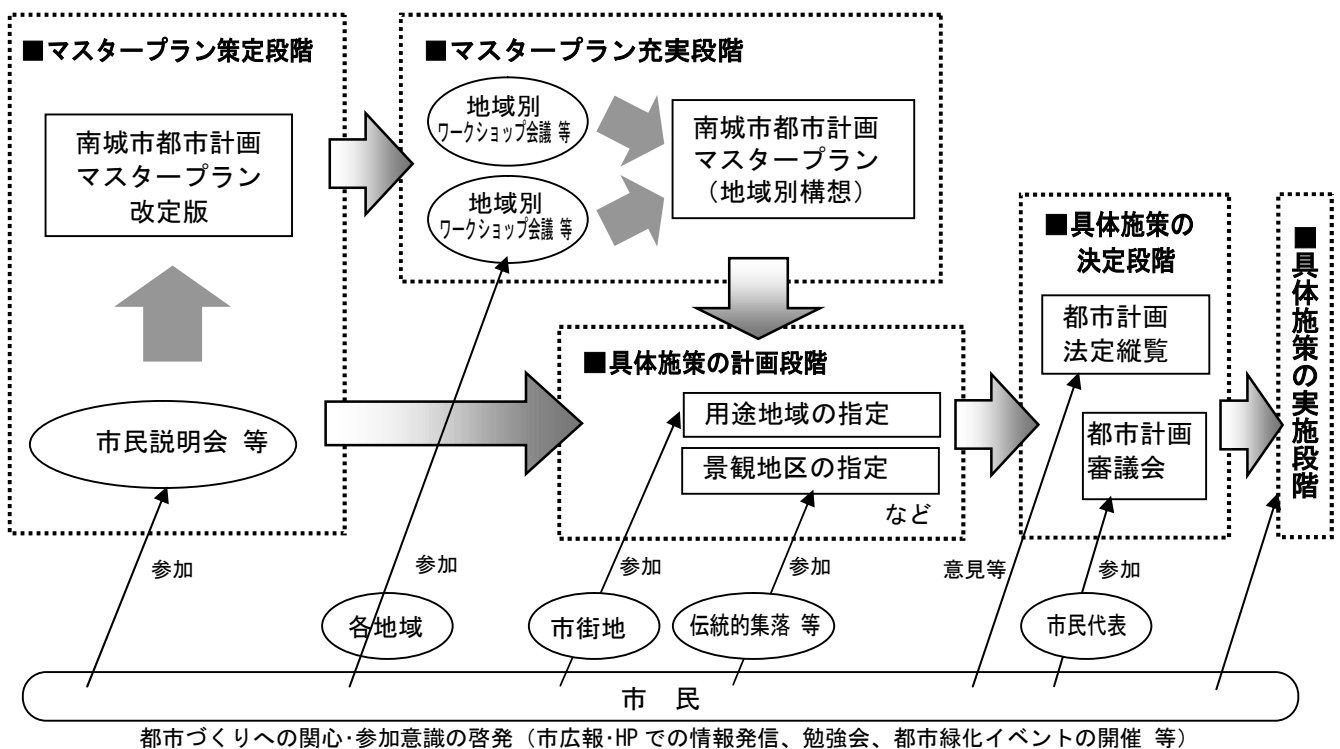
6-1 市民参加の都市づくり

(1) 継続的な市民参加

まちづくりは、計画をつくっておしまいになるわけではなく、計画に位置づけられた施策が実現し、まちの中での効果を示すまで、継続的に続くものである。市民参加についても同様であり、計画だけでなく、その後のまちづくりの様々な段階において、継続的に住民参加が進められることが重要である。

そのため本市では、下図のとおり、市民の都市づくりへの関心・参加意識を高めながら、各段階における市民参加を進める。

【図 都市計画施策に関する市民参加のスキーム】



(2) 市民が主体となった取組の積極的な支援

都市計画という専門的技術領域について、市民が主体となった取組が進むよう、市民発意で実施すべき「地区計画」等について、構想段階の勉強会から具体的な計画づくりまでアドバイザーを派遣するなどの支援体制を整備する。

6-2 施策の計画的な具体化

(1) アクションプランの策定

①都市計画マスタープラン地域別構想の策定

地域の視点に立ったよりきめ細かな方向性を明らかにするため、「先導的都市拠点地域」以外の地域についても、同様に地域別構想を策定する。

地域別構想の策定にあたっては、以下の考え方を基本として、市民参加も図りながら順次検討を行うこととする。そして、「〇〇地域構想」として南城市都市計画審議会です承されたものについては、順次、本プランに追加することを想定する。

【図 地域別構想の策定に関する基本的な考え方】

《地域別構想の位置づけについて》

- 全体構想編の内容を骨格としながら、地域の実情も加味し、主として、「良好な住環境の形成や地域活性化」の方向性を明らかにするものである。
- 施策の方向性（実施する内容、場所、主体等）について、想定を含めてきる限り細かく記載することで、その実行を推進する。
- 地域別構想の検討過程で明らかになった地域課題や市民意見等は、全体構想編の改定に際しての材料として活用する。

《地域の設定について》

- 地域の設定は、市自らまたは地域からの提案を踏まえて行うこととする。
- 必ずしも、市全体を網羅（〇〇地域+△△地域+□□地域＝行政区域）することは想定しない。また、地域づくりのテーマ等の関係で、場合によっては、各地域の構想の範囲が重複することも考え得るものとする。

【例えば・・・】

- ◇全体構想編に基づく「都市拠点」や「農住拠点」を中心とした、日常生活圏のまとまりを考慮した地域 ※市として重視
- ◇上記以外で特別な位置づけがあり（歴史・文化拠点 等）、これを中心としながら、周辺集落を含めて総合的に地域づくりを考えることが想定される地域
- ◇「土地区画整理事業」の実施や「地区計画」の適用など、市民主体または協働の取組について、機運が高まっている場所を中心とした地域
- ◇小・中学校区、自治会等の住民活動のつながりに基づく地域
- ◇離島・島しょ部をはじめ、地形的にまとまりのある地域

《地域別構想で定める事項》

- 「地域づくりの目標」およびこれを実現するための基本方向として、「地域づくりの方針」を定めるものとする。

[地域づくりの目標]

地域の全体的な特徴や、地域に根ざした資源、全体構想編での位置づけ等を踏まえて、将来目指すべき姿を整理する。

[地域づくりの方針]

全体構想編では十分表現されていない地域レベルの施設等の表現にも留意しながら、地域の空間像としての「地域構造」や、その実現に向けた道路整備等の「重点施策」を整理する。

②施策毎の個別具体プランの策定

本プランは、あくまで都市づくりの基本的な方向性を定めたものである。そのため、部署間の調整のもと、施策に応じて個別の基本計画や具体の事業計画を定め、実施する区域・時期・主体や事業手法等を明らかにしながら都市づくりを推進する。

なお、「南城市道路網整備計画」や「南城市景観まちづくり計画」、「南城市環境基本計画」等の策定済の個別具体プランについては、本プランに基づき、必要な見直し・充実を行うこととする。

(2) 重要度の高い都市計画施策の推進

施策の実施にあたっては、財政状況や実施効果等を踏まえた上で、計画的・効率的に推進をする必要がある。また、そのような観点に加え、都市づくりの課題や目標等の観点で、重要度の高い施策から優先的に進めていくことが必要である。

本市では、P2のとおり『一体的な都市づくり』と『都市間競争のなかで埋没しない存在感のある都市づくり』を重要課題としており、これらを実現するための取組（グレードアップ&ステップアップ）について、特に優先すべきと考えられる。

都市計画法に基づく施策としては、特に、以下が挙げられ、これらについて、財政状況や実施効果等も十分考慮しながら、計画的に進めていく。

《グレードアップ(まちの自立をけん引する拠点の形成 等)に関する都市計画施策》

- 「用途地域」の指定
- 「地区計画」の適用

《ステップアップ(まちの^{たからもの}財産の保全・活用 等)に関する都市計画施策》

- 「風致地区」の見直し
- 「景観地区」の指定（「景観まちづくり重点地区」からの発展）